

所有者のいない猫の適正管理ガイドライン  
(改訂版)

2018. 4

大阪府環境農林水産部動物愛護管理センター

# 目次

I はじめに	3
定義	3
役割	3
II 所有者のいない猫対策は環境整備	4
環境整備の相互関係イメージ図	5
III 環境被害の把握と対策の選択	6
環境被害把握チェックシート	6
対策選択フローチャート	7
IV 飼い猫について	8
飼い主の守るべきルールとは	8
推奨される猫の飼い方	9
猫の室内飼養（習性をもとに）	10
猫の室内飼養図	11
どうしてもお散歩に行ってしまう猫について	11
V 野良猫が増える理由	12
遺棄・虐待の防止について	12
猫が増える様子	12
野良猫の増えやすい環境図	13
VI 野良猫に対する自衛策	14
野良猫に対する自衛策図	15
地域猫活動について	16
地域猫活動の注意点	17
地域猫活動の具体的な流れ	18
地域猫活動のメリットとデメリット	19



大阪府

大阪府環境農林水産部動物愛護管理センター 平成30年4月発行

尺度 53 番地の 4 / TEL072 (958) 8212





# I はじめに

大阪府では日々、地域住民から多くの生活環境被害の相談を受けていますが、その中には猫の不適切な飼育の仕方に起因するものもあります。また府では所有者不明の猫の引取相談も多数ありますが、そのうち9割近くは仔猫です。そして、これらの問題の多くは猫が増えることに起因しています。

所有者のいない猫（いわゆる野良猫）が増えていく原因

- ・猫の増えやすい環境
- ・飼い猫の不適切な飼養
- ・野良猫への無責任なエサやり

このことから野良猫が引き起こす問題は、街の環境状態・猫の飼い主・無責任なエサやりなどが絡み合った**一種の環境被害**であり、地域の環境整備の一つとして野良猫への適切な対応が必要だと考えます。本ガイドラインは、各市町村担当課や大阪府職員が府民の方へ説明する際に用いることを目的として作成しました。地域社会において人と猫が共生していくための遵守すべきルールを提案し、府民に対し飼い猫の適正飼養の啓発を行うとともに、環境の整備によっても人と猫とが共生できる街づくりを目指すための取組みについて示しております。

## ～定義～

1. **飼い猫**：飼い主（所有者又は占有者）が明らかであり、飼育責任の所在が明確な猫。
2. **所有者のいない猫（いわゆる野良猫）**：餌付けなどの世話行為の有無にかかわらず、特定の飼い主がおらず飼育責任の所在が不明確な猫。
3. **地域猫**：地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫。

その地域にあった方法で、飼育管理者を明確にし、飼育する対象の猫を把握するとともに、エサやふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化などの地域のルールに基づいて適切に飼育管理し、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせる猫。

## ～役割～

1. **大阪府環境農林水産部動物愛護管理センター**：猫の適正飼養の普及啓発、捨て猫防止対策のほか、地域猫の管理に関する助言などを行う。
2. **市町村担当課**：主に野良猫に起因する問題を含めた環境衛生に関わるアドバイスのほか、地域猫活動を実施する地域住民と関係者との連絡調整など地域とのコミュニケーションをとる。一部の市町村では助成金制度の活用。

## Ⅱ 所有者のいない猫対策は環境整備

### A. まず現状を把握する

現在、地域の「生活環境被害」の原因は何かを把握すると同時に、その原因が所有者のいない猫である場合、その実態把握を行う。

### B. 次に目標を設定する

所有者のいない猫が原因である場合、どのような結果に導くのかを設定する。

#### 実施主体は地域住民

地域住民とは、少なくとも地域の最小自治会単位等（その地域に住んでいる方々）が含まれることが必要である。

#### 行政の支援

市町村や大阪府は、その役割により地域住民を支援する。

### C. 環境整備のための対策

#### 1. 環境の美化

空き地に雑草や不法投棄などがあると、猫にとっては隠れやすく、場合によっては雨風をしのぐことができ、快適に生活できる場となることがある。

#### 2. ゴミ出しのルール決め

指定された曜日・時間以外にゴミを出すことによりゴミが荒らされ、猫にとってエサとなる。

#### 3. 空き家問題の解決

「1. 環境の美化」と同じく、猫にとっては快適に生活できる場となる。

#### 4. 犬の飼い主のマナーの向上

飼犬の散歩の際ふん尿の処理をきちんと行う。放し飼いをしないことを徹底する。

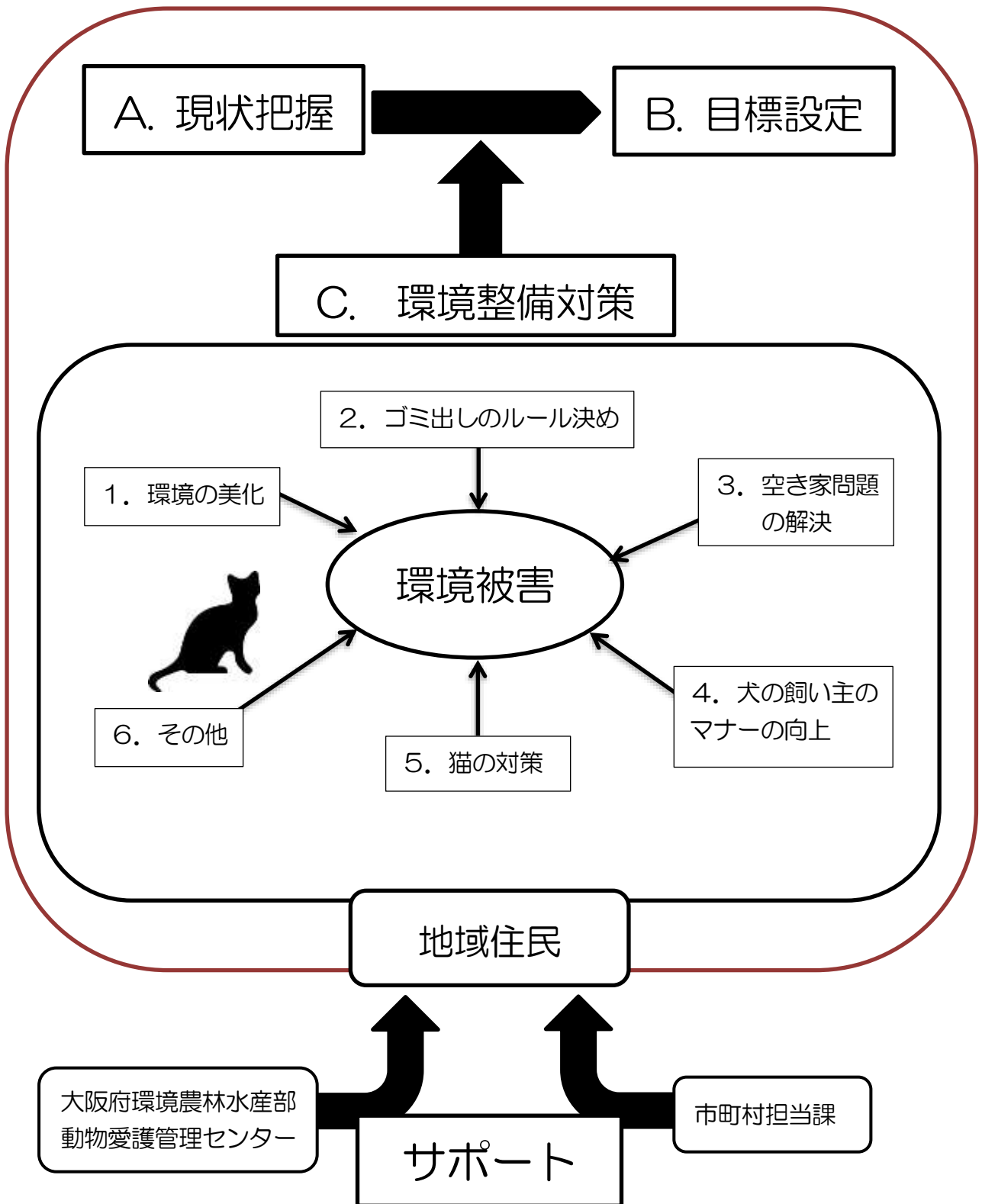
#### 5. 猫の対策

捨て猫対策、飼い猫の適正飼養の徹底、無責任なエサやりへの対応をしていく。

エサの管理・不妊去勢手術・住処の管理が重要である。

#### 6. その他

# ～環境整備の相互関係イメージ図～



### Ⅲ 環境被害の把握と対策の選択

## 環境被害把握チェックシート

「皆さんの周りの環境被害は何ですか？」

項目	チェック ☑	心当たりはありますか？	チェック ☑	主な関与者
ふん尿被害がある	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬の散歩のマナーが悪い</li> <li>・犬以外の動物による</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	犬 猫？
ゴミが荒らされている	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ出しのマナーが悪い</li> <li>・カラス等他の動物による</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	人 カラス・ 猫？
たくさん猫がいる	<input type="checkbox"/>	猫の好む環境がある	<input type="checkbox"/>	猫？
鳴き声がうるさい	<input type="checkbox"/>	猫の好む環境がある	<input type="checkbox"/>	猫？
花壇や畑が荒らされている	<input type="checkbox"/>	猫以外の動物の可能性無	<input type="checkbox"/>	猫
車などが傷ついている	<input type="checkbox"/>	猫以外の動物の可能性無	<input type="checkbox"/>	猫



猫が原因



猫以外が原因

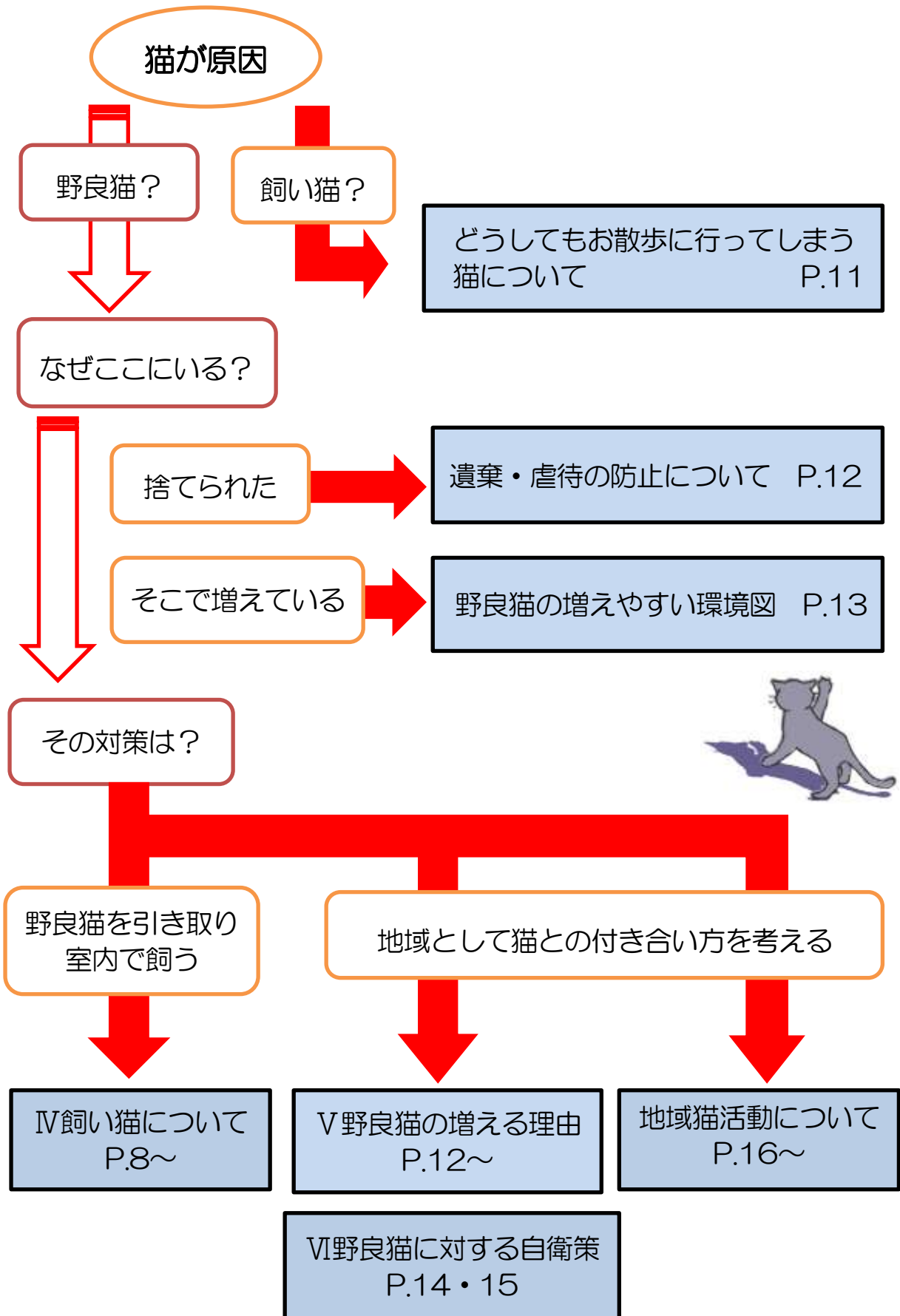
対策選択フローチャートへ

- ・犬の飼い主のマナー
- ・カラス等の野生動物
- ・ゴミ出しのマナー など



# 対策選択フローチャート

## 「対策を考えてみましょう」





# IV 飼い猫について

## ～飼い主が守るべきルールとは～

動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

（基本原則）

### 第二条

動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

（動物の所有者又は占有者の責務等）

### 第七条

動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定める。



### 飼い主が守るべき3つのルール

1. 飼い主がペットとの生活を楽しんでいること
2. ペットが幸せなこと
3. 周囲の人に迷惑を掛けないこと

## ～推奨される猫の飼い方～



### 室内飼いのメリットとは・・・

- 交通事故にあわない。
- 知らない猫との接触がない。
  - ケンカをしない。
  - ※ケガをしない。
  - ※感染症をうつされる可能性が低くなる。
  - 未避妊の猫であれば、望まれない出産を防止する。
- 虐待事件に巻き込まれない。
- 地域やその住民に迷惑を掛けない。

### 不妊去勢手術のメリットは・・・

- 病気の予防になる。  
(避妊手術の場合)
  - 子宮蓄膿症、子宮・卵巣の腫瘍の予防。
  - 早期の手術で乳腺腫瘍（猫の乳腺腫瘍の約90%は悪性です。）の予防。
- 満たされない欲求を抑える。
  - ストレスの軽減になる。
- 望まれない妊娠・出産を防ぐ。
- 性格が穏やかになることがある。（※必ずではありません）  
(避妊手術の場合)
  - ・発情期の鳴き声なくなる。
- スプレー行動が抑制されることがある。（※必ずではありません）  
(去勢手術の場合)



### 不妊去勢手術のデメリットは・・・

- 太りやすくなる。
- 手術の際、麻酔をかける。
- ホルモン性の尿失禁を起こすことがある。（※まれです）



### 迷子札・マイクロチップなど・・・

震災や事故など、予期せぬ事態で飼い猫が迷子になっても戻るように、所有者明示を徹底する。

# ～猫の室内飼養（習性をもとに）～



## 1.外を眺めるのが好き

安全・安心な場所から眺めるのが好きであって、もともと家の中だけで生活している猫は決して外に出たいわけではないので注意が必要である。

## 2.高い所が好き

猫の祖先であるリビアヤマネコは樹上生活であり、高い所から眺めて狩りをしていた。また、より高い所にいることによって遠くのおいを嗅ぎ取り、情報を集めている。運動不足の解消にもつながる。室内の高所に猫が登れる場所を複数箇所作り、選ばせる。

## 3.狭い所が好き

より大型捕食動物に狙われる状況で身を隠して休息を取る必要があった。休息場所は猫が一番長い時間いる部屋、素材は平滑なものより少し爪が引っかかるような素材で、体がちょうど入るような大きさの箱などが好まれる。

## 4.おもちゃが好き

本来狩りをする動物であり、その欲求を満たしてやる必要がある。ボールのようなもの、紐のようなもの、猫によって好みはそれぞれである。またペットボトルなどを利用し、転がしながらエサを少しずつ出して食事できるようなおもちゃを作成する工夫をすることもある。

## 5.爪とぎ

爪の手入れのためだけでなく、自分のテリトリーを主張する匂い付け行為でもある。時に人にとっては迷惑な場所で爪とぎをする場合もある。その場合は爪とぎ器の素材や形状を変更する。上記 1.～3.のような、猫にとって快適な場所を提供するとともに、複数箇所爪とぎ器を設置したり、市販されている猫のフェイシャルフェロモン類似物質などを利用するのも良い。

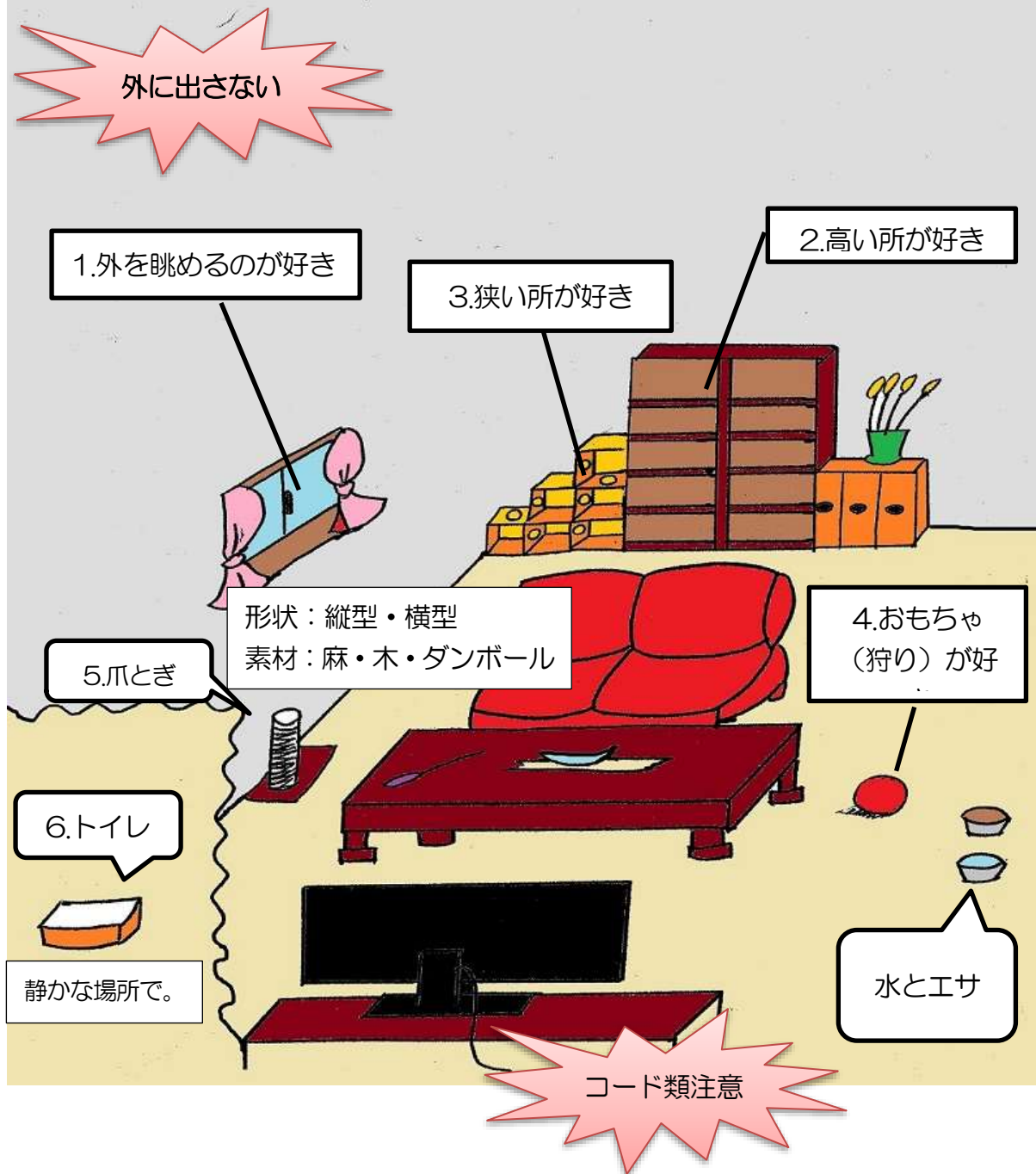
## 6.トイレ

猫の排泄の習性は食事場所とは離れた場所で、かつ開けた広い場所、匂って、土を掘り、排泄して、埋める一連の行動をとる。猫にとって適切でないトイレの場合、これらの過程を省略するなどうまくできないことがある。設置場所は猫が一番長い時間いる場所の中でも静かな場所。トイレの大きさは体長の約 1.5 倍、カバーはなく（臭いがこもらないように）、砂については粒子の細かいもの（掘りやすい）、排泄した後固まるタイプの砂（濡れることを嫌うため）を好むことが多い。頭数+1 個のトイレが望ましいとされている。ただし身体的な問題により適切な排泄が出来ないこともあるので、かかりつけの動物病院に相談することも必要である。

## ※スプレーマーキング

性的なアピールのためだけでなく、不安を軽減するような役割もある。不妊去勢手術で 90%は抑制することができる。

# ～猫の室内飼養図～



## ※どうしてもお散歩に行ってしまう猫について・・・

外(なわばり)を確認したい → 散歩に行ってしまう。

●それならば(なわばり)に執着させない努力を!!!

(なわばり) → 異性とエサ場のあるところ

- 不妊去勢手術をする。
- 名札をキチンとつける。
- 近所の人に、エサを与えないように願います。 ★家だけがエサ場になるように!
- 家のトイレを清潔にしておく。

# V 野良猫が増える理由

遺棄・虐待の防止について → 『捨て猫は犯罪です。』

【動物の愛護及び管理に関する法律】抜粋  
 第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であって疾病に係り又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排泄物の堆積した施設又はほかの愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行ったものは百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄したものは、百万円以下の罰金に処する。

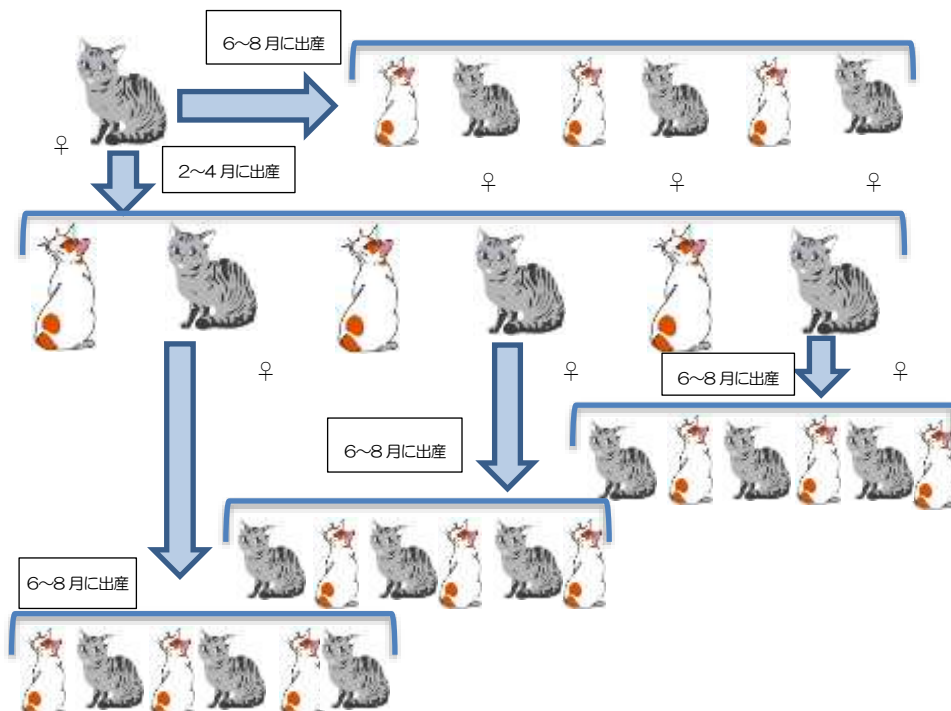
4 前三項において、「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

○もし猫がケガをして動けないのであれば  
 →最寄りの大阪府動物愛護管理センター若しくは各支所に相談してください。

【猫が増える様子】：

猫は2~4月、6~8月に繁殖ピークを迎えます。飼い猫と野良猫に差はあるものの、生後6ヶ月を過ぎると性成熟に達し、仔猫を産める大人になります。1匹の猫が産む仔猫の数は6匹前後。オス・メス3匹ずつ生まれて、全て性成熟を迎えたと仮定した場合、下の図のように1年間でこれだけ猫が増えることとなります！！



# ～野良猫の増えやすい環境図～

ポイントは・・・

1. 「エサ」
2. 「安心できる隠れ場所」



## VI 野良猫に対する自衛策

### 1.猫の足場を悪くする方法

- ・砂利、枝、ネットなどを敷く。
- ・水を撒く。

### 2.猫の嫌いな臭いを使う方法

- ・木酢液、竹酢液
- ・塩素系消毒薬
- ・ハッカ系、柑橘系
- ・生ニンニク、とうがらし、コーヒーかす、食用酢等  
→猫の通り道、排泄をするところなどに置く。  
→液体などであればスポンジや古布にしみこませ、トレーなどにのせて設置。  
スプレーなどで散布。
- ・香りの強い植物の栽培（ランタナ、ユーカリ、ゼラニウム、ヘンルーダ、柑橘類、ペパーミント等）

### 3.その他

- ・超音波装置
- ・センサー式散水機
- ・水鉄砲（人が操作しているのが猫に気付かれないように）
- ・ブザー（自動・手動）
- ・カバーで覆う。

### 4.ふん尿に対する自衛策

- ・まず掃除の際、臭いを消す。  
→敷石やアスファルトであれば洗剤で洗浄。  
→土などであれば重曹などを撒く。
- ・清掃後猫の嫌いな臭いを設置、散布。
- ・土を掘れないようにする。  
（ネットで覆う。地面を覆う植物の栽培[タイム、ヘリクリサム、アイビー等]）

### 注意！！！！

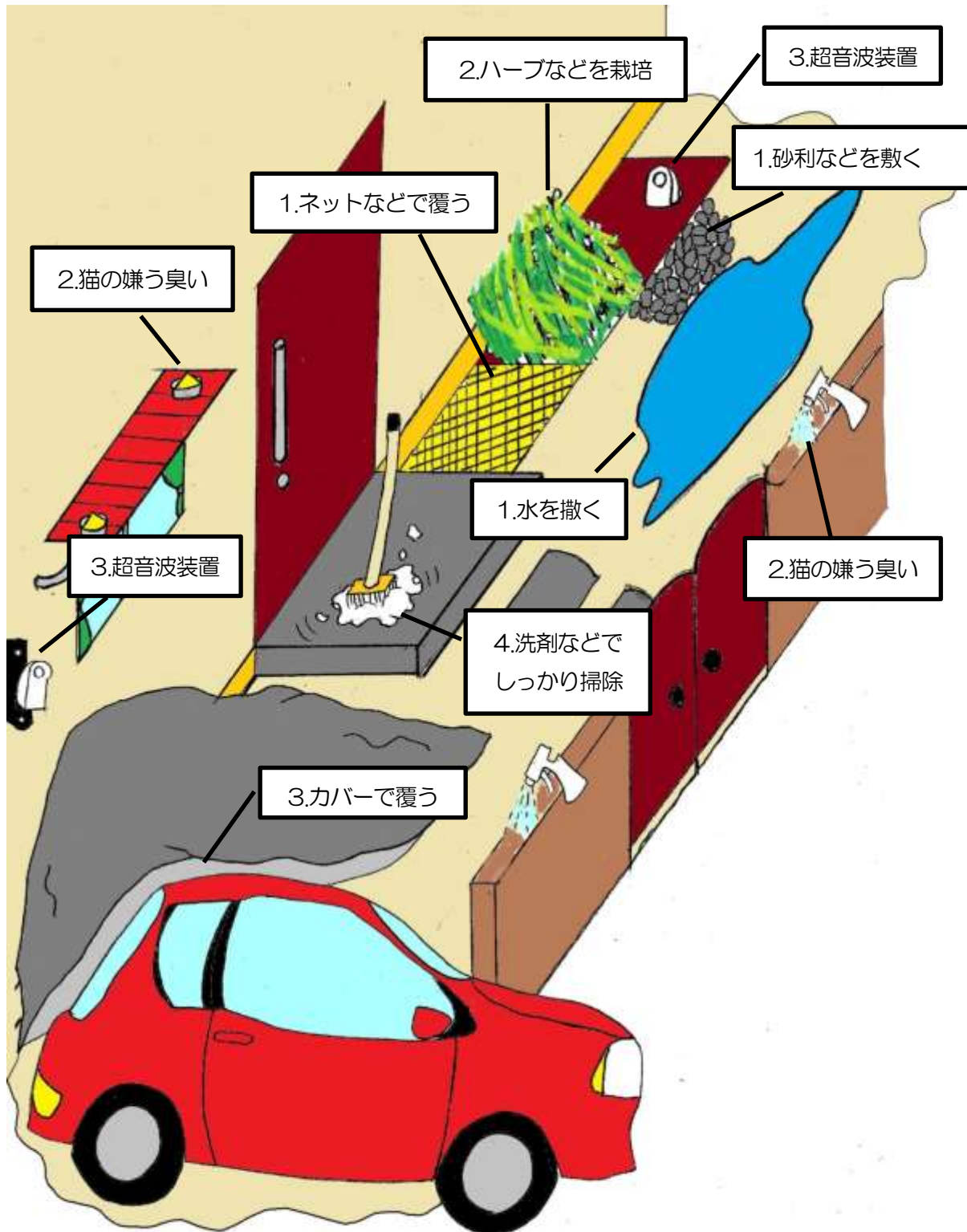
猫にも個性があり、上記の方法が必ずしもどの猫にも効くわけでは  
ありません。また一度有効であった方法も慣れてしまい、効かなくなる  
ことがあります。

様々な方法を、変化をつけながら実行していくことをお勧めします。

# ～野良猫に対する自衛策図～

自衛策を取るだけでは効果が得られないことが多いです

猫を傷つせず、なおかつ嫌がることをして忌避しますが、猫にとって好きなこと（安心できる場所、エサ等）があれば嫌なことを乗り越えて生活していきます。





# ～地域猫活動について～

## 『地域猫』とは

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼主のいない猫。その地域にあった方法で、飼育管理者を明確にし、飼育する対象の猫を把握するとともに、エサやふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化などの地域のルールに基づいて適切に飼育管理し、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせる猫を指す。

## 『地域猫活動』とは

- 地域住民と合意形成すること。
- 管理する対象（猫）を把握していること。
  - ・活動区域内に入る猫の個体識別（写真撮影、性別、特徴の記録【参考 P.20】）をし、対象猫を特定。
  - ・首輪、名札、マイクロチップを確認し、飼い猫は飼い主に室内飼いを徹底してもらう。
- 地域住民の合意を得られた地域ルールに基づいた活動であること。

### ○エサの管理

- ・決められた場所で、決められた時間に与える。
- ・食べ残しのない量を与える。
- ・食後は速やかに容器ごと回収し、置き餌をしない。
- ・周囲を清潔に保つ。



### ○ふん尿の片付け

- ・決められた場所にトイレを設置する。
- ・1日のうちに定期巡回を行い、清潔に保つ。



### ○不妊去勢手術

- ・手術済みの猫と、まだ手術をしていない猫を外見で識別できるようにする。

### ○疾病予防対策

- ・定期的なワクチン接種。
- ・ノミ・ダニの予防。



### ○その他

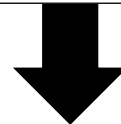
- ・苦情対応。
- ・資金の調達。
- ・定期的な活動報告や計画の見直し。
- ・飼い猫にする。

## ～地域猫活動の注意点～



室内飼いでいる場合は  
室内飼育してあげてください

地域住民の同意と主体的活動が不可欠！！



### 【地域住民の感じる迷惑】

- ・ふん尿被害
  - ・鳴き声
  - ・アレルギーの発症 など
- 地域住民は、引越しない限りずっとこれらの問題を抱えて生活しなければならない。

### 【毎日の作業】

- ・猫たちがエサを食べるのは、毎日。
  - ・排泄をするのも、毎日。
- 毎日毎日、エサの準備と清掃を行わなければならない。

### 【お金】

- ・毎日のエサ代。
  - ・避妊・去勢手術の費用。
  - ・病気や怪我をした時の治療費。
- 様々な場面でお金がかかる。

### 【猫の寿命】

- ・まったく人が関与しない野良猫の寿命 < 人に管理された地域猫の寿命
- 猫の世話は何年にもわたる。

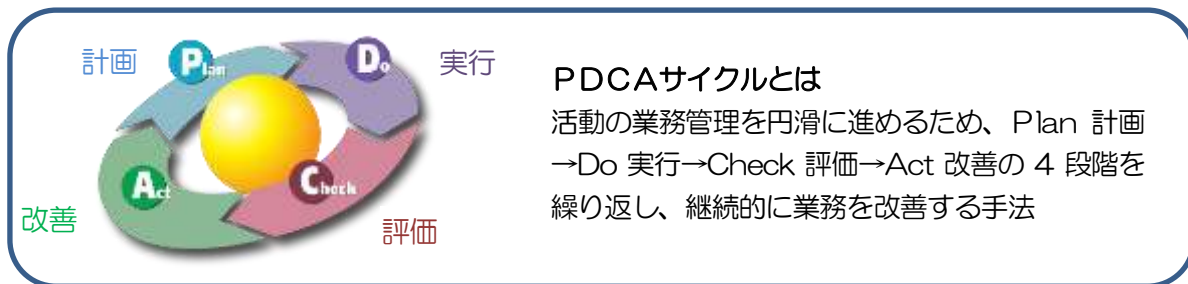
これらのことより、地域住民の方の理解なしに、特定の人物だけで活動を行っていくことは不可能です。

この活動は、お互いの立場を尊重しながらすすめていくことが大変重要で



# ～地域猫活動の具体的な流れ～

## 地域猫PDCAサイクルで活動を改善しよう



### 【計画 Plan】

何を（所有者のいない猫による環境被害を）  
誰が（地域の住民が）  
何のために（猫と共存しながら解決するために）  
いつ（ / ~ / の間）  
どこで（〇〇丁目の△△で）  
どのようにするのか（所有者のいない猫を飼養管理する）  
お金の負担（町内会費、ボランティア、チャリティーなど）

ポイントは・・・

1. エサの管理
2. 繁殖制限
3. 住処の管理

【計画 Plan】  
に戻る

### 【改善 Act】

再検討  
継続可能かを検討

### 【実行 Do】

実態把握（猫の数、個体確認、被害状況）  
活動の中心人物（代表者）  
活動の協力者  
地域の合意形成  
（町会、自治会、管理組合との話し合い）  
活動ルールの作成  
活動開始

### 【評価 Check】

活動報告  
活動の見直し

# ～地域猫活動のメリットとデメリット～

## 【メリット】

- 所有者不明の猫が減る。  
環境被害が減る。  
騒音被害が減る。
- 地域住民のコミュニケーションが取れるようになる。
- 地域住民のマナーが向上する。



地域の問題に、住民が主体となって取り組むことにより、自分の住んでいる地域のことに関心を持てるようになります。

## 【デメリット】

- 労力を要する。  
活動に関する窓口（代表者）が必要。
- 費用がかかる。  
避妊去勢手術を含む医療費。  
自衛策に係るグッズの購入費。
- 時間がかかる。



- 地域住民との合意形成について、行政が中立の立場で話し合いの場に立ち会うことが出来ます。
- 費用は、一部の市町村で補助金があります。
- 自衛策に係る超音波発生装置等は指導所分室で貸出しており、お試しください。

## 捨て猫（遺棄）について

- 住民が地域に関心を持つことにより、監視の目がある。

- 世話をしてもらえという間違った認識を与える。



【参考】

【個体識別 票】	愛称・No.	
性別	♂・♀・不明・去勢♂・避妊♀	
大きさ	大・中・小	
毛色	白・黒・茶・その他（        ）	
模様	トラ・シマ・ハチ割れ・サビ・その他（        ）	
目の色	緑・黄・青・その他（        ）	
尻尾	長・短・直・曲・その他（        ）	
その他特徴		

【写真・イラスト】



【参考資料】

- 「動物の愛護及び管理に関する法律」
- 「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」平成 22 年 2 月 環境省
- 「猫の適正譲渡ガイドブック」平成 25 年 3 月 環境省
- 「所有者のいない猫の適正管理ガイドライン」平成 22 年 11 月 大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課

本ガイドラインについて、御不明な点や相談等があれば下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

大阪府環境農林水産部動物愛護管理センター

電話 072-958-8212

FAX 072-956-1811

E-mail [dobutsuaigokanri-c@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:dobutsuaigokanri-c@sbox.pref.osaka.lg.jp)